

2001年6月28日

名古屋市教育委員会委員長

青 木 一 様

レクバレーをみんなで楽しむ会

世 話 人 代 表 篠 井 幸 夫

女性レクリエーションバレーボール連絡協議会の『申し合わせ事項』について

レクリエーションバレーボール（レクバレーという）は、貴委員会の考案したスポーツで、先のわかしやち国体や遠くは中国の南京市でも披露され、高い評価を受けており、名古屋市が全国に誇る生涯スポーツとして、広く市民に親しまれ、地域に定着しています。

各区・地域において、PTAバレーから発展したチームなど、男性の参加するレクバレーチームが増えており、さまざまな形で競技が活発に行われるようになってきました。ところが、昨年来、名古屋市女性レクリエーションバレーボール連絡協議会（市連協、区は区連協という）は、男性の入るチームとの練習や試合を禁止するほか、区外での練習を認めない、などを内容とする制約、いわゆる『申し合わせ事項』を設けました。

先般、4月22日の「バリアフリー」のバレーに参加した会員に対し、市連協が、『申し合わせ事項』に違反したとして、名古屋市大会の出場停止や除名などの処分を申し渡しました。バリアフリーの参加者は、区連協会長ほかの役員から「悪いことをした」と責められ、多数の会員が後ろ指差され、眠れない夜を過ごしました。この出場停止により、人数の不足から、チームとして大会出場ができなくなることを悩む会員もありました。その後も、謝罪文、反省文を要求されるなど、毎日、不合理だと信じつつも、耐えがたい精神的苦痛を強いられています。この事態を打開しようと願う「レクバレーをみんなで楽しむ会」の抗議により、その処分は「不問」にされましたが、依然、『申し合わせ事項』は存在し、レクバレーの健全な発展の障害となっております。

この『申し合わせ事項』がある限り、今後も市連協が、これを根拠に市民が自由にレクバレーを楽しむ権利を奪う恐れは十分にあります。そこで、レクバレーを考案し、広く市民に普及、推進する立場にある貴委員会に、次の事項についての見解をお聞きます。

なお、貴委員会の見解は、本会に回答して頂くとともに、市連協に加盟するすべてのチームに文書で連絡されるようお願いします。

- 1 市民は等しく憲法で保障する自由・幸福を追求する権利を有すること、また、社会教育法、スポーツ振興法に規定される名古屋市の責務に照らし、さらには、名古屋新世紀計画2010に掲げられている生涯スポーツ・ファミリースポーツの振興、心の豊かさとふれあいの感じられるコミュニティづくりなど「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」の実現をめざす長期総合計

画などからして、市連協の『申し合わせ事項』は、名古屋市ならびに貴委員会の施政方針から著しく逸脱すると思われるが、市連協の会員はこの『申し合わせ事項』に余儀なく拘束されるのか。

- 2 貴委員会が主催・共催し、大会負担金を支出する名古屋市大会について、市連協が『申し合わせ事項』を根拠に会員の参加を制限することは可能か。あわせて、区役所の主催・共催大会の参加についてもお尋ねしたい。
- 3 生涯スポーツの振興、老若男女のスポーツを広く推進する貴委員会が、その発展を阻害することとなる制約を設けている団体に対して、名古屋市の施設の優先利用、利用料の減免などの優遇措置をとることは、適切か。
- 4 市連協に対し、『申し合わせ事項』の撤回を求めるなど、公序良俗に反し、生涯スポーツ振興の弊害となるような制約を設けないよう指導することはできないか。